財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡するものとする。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

名称	三和北部地区農業振興センター
所 在 地	上越市三和区越柳 1825 番地 1
区分	建物 1 棟
面積	114. 28 m²
台 帳 価 格	15, 569, 692 円
譲渡の相手方	上越市三和区越柳 1236 番地 越柳町内会 町内会長 江口 晃
譲渡の条件	譲受人は、当該施設の譲渡を受けた日から起算して 13 年間、集会所に供するものとする。
備考	上記のほか、附属物一切を含む。